

「尼崎市消防署等配置計画」

— 消防力のさらなる強化をめざして —

令和5年3月

目次

【策定イメージ】	3
第1 計画策定の背景	4
1 本市の常備消防体制	5
現在の署所配置図（令和3年6月～）	6
2 消防庁舎の現状と課題	7
(1) 消防庁舎の老朽化	8
(2) 消防庁舎の耐震化	8
(3) 職場環境の整備	8
3 消防を取り巻く環境の変化	9
(1) 災害形態の変化	9
ア 火災件数の推移	10
イ 救急件数の推移	10
ウ 救助件数の推移	10
(2) 道路状況等の変化	11
第2 消防力強化の取組	12
1 10署所体制から8署体制へ	12
(1) 東消防署と東消防署常光寺出張所の統合	12
(2) 西消防署の移転	12
(3) 中消防署三和分署の廃止	12
2 部隊（車両）の再編・配置換による消防力の強化	13
(1) 救急体制の強化	14
(2) 救助体制の強化	14
(3) 初動の消火体制強化	15
3 予防体制の強化	15
(1) 予防専従職員の配置	16
(2) 出張所の分署化	16
(3) 市民サービスの向上	16
4 8署体制の配置図	17
5 計画スケジュール（案）	18

計画策定の背景

消防を取り巻く環境の変化

人口減少社会の進行
高齢化社会の進展
独居世帯の増加

災害形態の変化

鉄道の高架化
道路網の整備
ICTの進化

現在の課題

高齢化に伴い増加する
救急件数 } への対応
救助件数 }

消防庁舎の老朽化対策
女性に配慮した施設の整備
仮眠室の個室化等による
職場環境の整備・感染症対策

防火対象物における
消防法令違反の是正促進
火災予防に係る各種手続きの
電子申請化

消防力強化の取組

ポイント① 10署所体制から8署体制へ

- ・新東消防署供用開始と同時に東消防署と東消防署常光寺出張所を統合
- ・新西消防署供用開始と同時に中消防署三和分署を廃止

ポイント② 部隊（車両）の再編・配置換による消防力の強化

- ・救急隊を1隊増隊し、11隊体制へ（救急体制の強化）
- ・専任救助隊を1隊増隊し、3隊体制へ（救助体制の強化）
- ・全消防署に消防隊を2隊配置（初動の消火体制を強化）

ポイント③ 予防体制の強化、市民・事業者へのサービス向上

- ・予防業務専従職員の配置を基本とし、消防法令違反の是正をさらに促進し、各種予防業務を全消防署が担う体制へ
- ・消防出張所を消防分署に変更し、消防用設備等の事前協議・申請や今後実施の電子申請に対し、迅速に対応できる体制へ
- ・全消防署に予防行政に関する『窓口』を設置し、市民・事業者が身近な消防署・消防分署で予防相談・各種申請・手続きができる体制へ

第1 計画策定の背景

本市は、明治時代に紡績工場が開業したことから工業都市としての第一歩を踏み出し、「鉄のまち」と呼ばれ、高度経済成長をリードしてきました。経済発展とともに人口は高度経済成長期の昭和30年ごろから急速に増加し、昭和40年には50万人を突破、昭和45年にはピークの55.4万人となりました。しかし、環境問題や景気後退により、大規模な工場・事業所の撤退が相次いだこともあり、年々人口減少が続き、平成22年には約45.4万人とピーク時から10万人減りました。その後、企業撤退後の用地を活用し、JR尼崎駅前などに商業ビルや高層マンションが立ち並ぶようになり、大阪や神戸などに近い利便性から転入者が増え、平成30年には人口が増加しました。

高度経済成長期に本市では、人口急増に対応するため消防庁舎を含む多くの公共施設を建設し、各種行政サービスの提供や市民生活の基盤づくりを進めました。その結果、現在ではこれらの公共施設の老朽化が進み、施設の維持管理や建替費用が増え続けることが見込まれるため、その対策が喫緊の課題となっています。

また、現在と同じ消防署所数となった昭和30年代後半は、経済発展とともに市内の火災も増加傾向にありました。さらに当時の道路状況は、国道2号線を路面電車が往来し、鉄道も高架化されていなかったため、緊急走行には不利な条件が多くありました。しかし、現在では道路整備が進み、線路・踏切により道路動線が途切れることが少なくなり、緊急走行経路は格段に改善しています。

これらのことから、消防体制の確保を継続しつつ、災害形態の変化、消防行政に対するニーズ、消防署からの現場到着時間等を踏まえ、消防力をさらに強化するために必要な消防署及び車両・部隊の将来的な配置を検討し、『尼崎市消防署等配置計画－消防力のさらなる強化をめざして－』を策定しました。

🔗ポイント「計画策定の背景」🔗

- ▶ 本市の人口は、昭和45年に約55.4万人でしたが、平成22年には約45.4万人と40年間で約10万人減少しました。
- ▶ 多くの公共施設が老朽化し、施設の維持管理や建替費用が増え続ける見込みで、対策が喫緊の課題となっています。
- ▶ 10消防署所体制となった昭和30年代後半と現在では、道路状況が大きく異なり、消防署所から5分以内に到達できる範囲は広がりました。

1 本市の常備消防体制

本市の常備消防体制は、昭和23年3月7日の消防組織法施行により自治体消防として消防本部及び消防署を設置したことに始まります。戦後の復興期は、住宅・商店・工場等の火災対応が主な任務でしたが、高度経済成長期におけるモータリゼーションを背景とした交通事故等の増加に対応するため、救急救助事案にも対応できるよう消防署所及び消防部隊の充実強化を図ってきました。

昭和39年9月、北消防署立花分署を名神高速道路高架下（大西町1丁目）において供用開始し、現在と同じ署所数の10消防署所体制となりました。

その後は、昭和45年12月に西消防署、昭和46年8月に東消防署常光寺出張所、昭和47年9月に東消防署、昭和56年3月に西消防署武庫出張所（現在の西消防署武庫分署）をそれぞれ現在地へ新築移転し、本市常備消防の署所配置がほぼ出来上がりました。

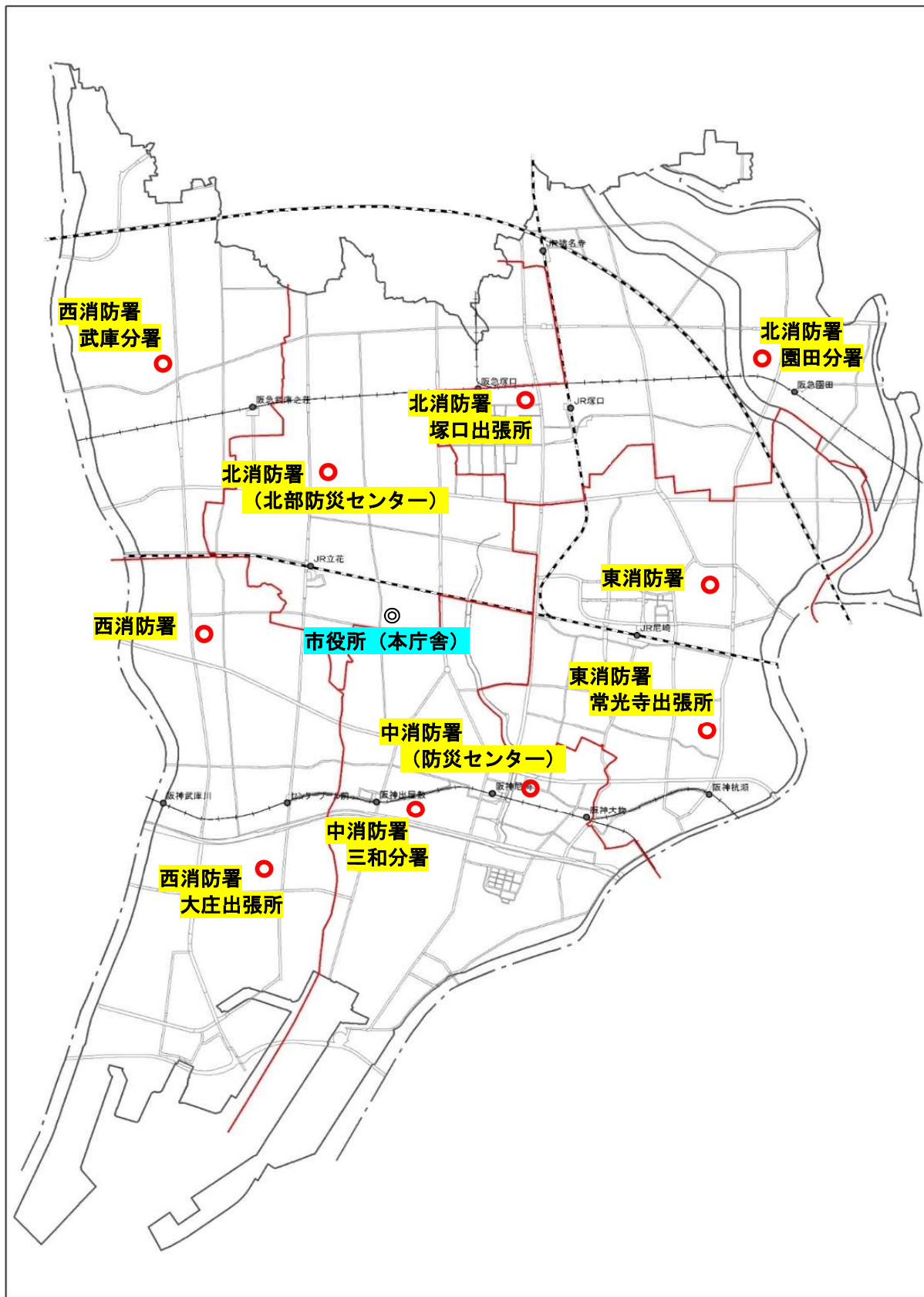
さらに、昭和61年7月に尼崎市防災センター（以下「防災センター」）完成に伴い中消防署を防災センターへ、平成2年6月に尼崎市北部防災センター（以下「北部防災センター」）が完成すると、北消防署を北部防災センターへ移転するとともに北消防署立花分署を廃止し、旧北消防署を北消防署塚口出張所に改めました。

令和3年6月、施設の老朽化が著しかった西消防署大庄出張所（昭和36年5月供用開始）を元浜町1丁目から道意町6丁目（若葉小学校跡地）へ新築移転し、現在の署所配置となっています。

📌ポイント「本市の常備消防体制」📌

- ▶ 昭和23年3月の消防組織法施行に伴い、尼崎市消防本部・尼崎市消防署が発足しました。
- ▶ 戦後の復興期は、火災対応が主な任務でした。
- ▶ 高度経済成長期を迎え、火災対応とともに交通事故等の救急救助事案への対応が求められるようになりました。
- ▶ 増加する火災・救急・救助に対応するため、昭和39年に北消防署立花分署を供用開始し、10消防署所体制となりました。

現在の署所配置図（令和3年6月～）



2 消防庁舎の現状と課題

本市の消防庁舎は、高度経済成長期からバブル経済期にかけてその多くを整備してきたため施設の老朽化が進んでいます。

また、多くの消防庁舎には女性用トイレが整備されていないため、女性来庁者や女性職員に不便を強いるなど、市民・職員にとって施設の機能面でも課題があり、職場環境を整備する必要があります。

さらに今後は、今日的な課題として、災害対応に従事する職員が24時間勤務するために必要な施設（仮眠室、浴室等）の感染症対策や脱炭素社会を実現するための省エネルギー化などの取り組みが必要となっています。

📍ポイント「消防庁舎の現状と課題」📍

- ▶ 本市の消防庁舎は、施設の老朽化に直面しています。
- ▶ 旧耐震基準で整備された消防庁舎は、耐震化工事により耐震性は向上した一方で、車庫の駐車スペースが狭くなる等の弊害が生じています。
- ▶ 女性用トイレが無い消防庁舎もあり、施設の機能面でも課題があります。
- ▶ 災害対応する職員が迅速に災害出動でき、休憩時間は心身ともに休養できる職場環境の整備が必要です。
- ▶ 職員の感染症対策（仮眠室の個室化等）や省エネルギー化に取り組む必要があります。

（消防庁舎の所在地、建設年月、経過年数）

※経過年数は令和4年12月現在で算出

施設名	所在地	建設年月	経過年数
防災センター・中消防署	昭神通2丁目6-75	昭和61年 7月	36年
中消防署三和分署	玄番南之町2-4	昭和54年 5月	43年
東消防署	次屋1丁目9-19	昭和47年 9月	50年
東消防署常光寺出張所	常光寺2丁目11-29	昭和46年 8月	51年
西消防署	大庄北3丁目30-20	昭和45年12月	52年
西消防署武庫分署	武庫元町1丁目1-20	昭和56年 3月	41年
西消防署大庄出張所	道意町6丁目6-4	令和 3年 6月	1年
北部防災センター・北消防署	上ノ島町3丁目2-1	平成 2年 6月	32年
北消防署園田分署	東園田町4丁目127-1	昭和51年12月	46年
北消防署塚口出張所	南塚口町3丁目10-15	昭和42年 6月	55年

(1) 消防庁舎の老朽化

本市の消防庁舎は、大規模改修や設備機器の更新等が増加する建築後30年を経過した施設が10施設のうち西消防署大庄出張所を除く9施設となっています。

そのうち、防災センターと北部防災センターは、震災時等の一時避難中継点であるとともに防災備蓄品の供給や応急給水拠点となる本市の重要な防災施設であることから、その機能を維持するため施設の長寿命化を図る大規模改修工事を行っています。

(防災センター、北部防災センターの長寿命化工事)

施設名	工事实施年度	主な工事内容
防災センター	令和5～6年度	・屋上防水、外壁改修等 ・電気設備、空調設備、給排水設備等の更新 ・省エネルギー化（空調、照明等） ・バリアフリー化（スロープ設置、トイレの洋式化等）
北部防災センター	令和4年度	・仮眠室の個室化 ・地下タンク（軽油）の内面ライニング ・訓練塔の補修

(2) 消防庁舎の耐震化

防災センター、北部防災センター、西消防署大庄出張所を除く7施設は、昭和56年の建築基準法改正以前の旧耐震基準に基づいて整備されているため、平成20年度から平成23年度にかけて耐震補強工事を行い、耐震性を向上させました。

しかし、西消防署では耐力壁を事務室、消防車両車庫に設置したことから、事務室内の見通しや動線が悪くなり、車庫の駐車スペースが狭くなる等の弊害が生じています。

(3) 職場環境の整備

本市の災害対応に従事する職員は、2交替制で昼夜を問わず市民の生命、身体及び財産を災害から守る任務に就いています。災害現場には多くの危険があり、過酷な状況であっても迅速・的確な活動が求められます。

このため、災害対応に従事する職員が災害現場で十分に力を発揮できるよう休憩時間は心身ともに休養できる環境（個室の仮眠室など）を整備するとともに、消防庁舎内の感染症対策を行い、万全な消防体制を維持する必要があります。

また、本市では平成16年度に初めて女性消防吏員を採用し、令和4年4月1日現在で15人の女性消防吏員が勤務しています。中核市である本市は、令和8年度当初までに消防吏員に占める女性消防吏員の割合を5%にすることが目標値として定められています。そのためには、女性消防吏員の採用を促進するとともに、女性消防吏員が働きやすい職場環境を整備する必要があります。消防庁舎のスペース的な問題から、女性消防吏員が交替制勤務の災害現場活動に従事するため必要な女性用仮眠室や浴室等が整備できない消防庁舎が多くあり、庁舎の新築・増改築に際して整備していく必要があります。

3 消防を取り巻く環境の変化

(1) 災害形態の変化

建物の不燃化、生活様式等の変化、市や警察による防火・防犯事業の取組強化などにより、火災件数は減少傾向にあります。

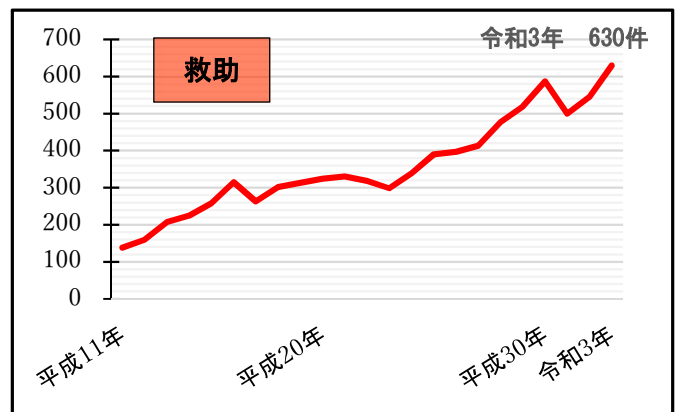
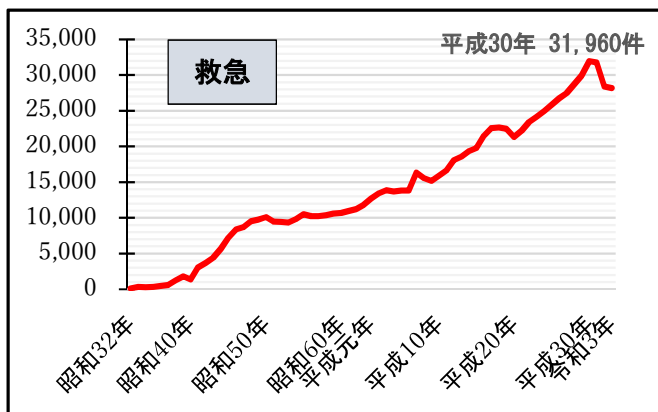
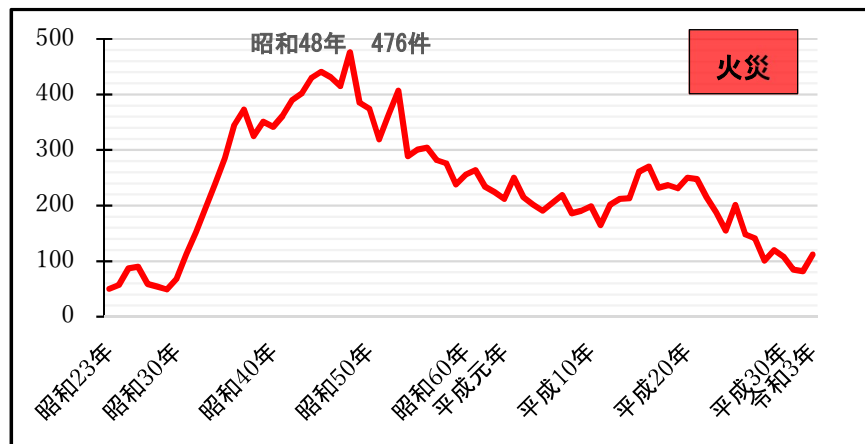
一方で、高齢化の進展や独居世帯の増加等に伴い、救急件数や室内における閉じ込め救助件数は増加の一途を辿っています。

また、近年は消防隊が救急隊をバックアップするため、救急現場に消防隊が出動する「ペア出動」も運用しており、消防の活動内容も変化しています。

ポイント「災害形態の変化」

- ▶ 火災件数は、ピーク時には476件（昭和48年）でしたが昭和50年代から減少傾向となり、近年は年間100～150件で推移しています。
- ▶ 高齢化の進展等に伴い、救急件数は増加傾向です。
- ▶ 独居世帯の増加に伴い、閉じ込め救助事案が増加しており、救助件数も増加傾向です。
- ▶ 近年は消防隊が救急隊をバックアップするため、救急現場に消防隊が出動する「ペア出動」を運用しています。

災害件数の推移



ア 火災件数の推移

昭和30年代から昭和40年代終わりにかけては、高度経済成長とともに火災も多発し、昭和48年には1年間で476件の火災が発生するなど年間400件超の火災が発生していました。

その後、昭和50年代から昭和60年代にかけては、年間300～400件前後の火災件数で推移しながらも、おおむね減少傾向にありました。

さらに、平成以降は、年間200件を超える火災件数の年もありましたが、近年は年間100～150件の火災件数となっています。

火災件数の減少要因は、ガスこんろ・ストーブなどの製品における防火安全性能の向上、喫煙率の減少によるたばこを原因とする出火の減少、防犯カメラの普及による放火火災の減少などが考えられます。

イ 救急件数の推移

本市においては、昭和32年から本格的に救急業務を開始しました。救急業務を開始した当時の救急車は、車内に担架を取り付けたもので、乗り込む救急隊員も現在のようないな救急救命士制度が確立されておらず、応急処置も法的にほとんど認められていない中で、病院への搬送が主な業務でした。その後は、救急隊員の応急処置拡大に伴い救急車の積載資器材も徐々に高度化され、現在に至っています。

増加する救急件数に対応するため、平成13年12月には北消防署塚口出張所に、平成23年4月には中消防署三和分署にそれぞれ救急隊を増隊しました。さらに、既に救急隊が配置されている中消防署には平成29年4月、北消防署には令和3年4月に救急隊1隊をそれぞれ配置し、両消防署（本署）を救急隊2隊体制としました。

新型コロナウイルス感染症による衛生意識の向上や行動制限等により、一時的に救急件数は減少したものの、熱中症が多く発生する時期や新型コロナウイルス感染拡大期には救急要請が増大し、全体的には増加傾向にあります。

ウ 救助件数の推移

我が国では、高度経済成長期の突入で都市環境が急速に変化するとともに、昭和30年代から昭和40年代にかけて多数の死者を伴う火災が発生したことから、人命救助に重点を置いた救助隊が大都市の消防本部で創設され始めました。

本市では、昭和49年10月中消防署に専任救助隊を設置し、本格的に救助活動を開始しました。当時の主な救助活動は、火災、交通事故、水難事故、機械等による事故で生じた要救助者の救助でしたが、近年は安否確認を含む室内における閉じ込め救助が多くなっています。

(2) 道路状況等の変化

本市は、古くから鉄道網が発達し、国鉄・阪急・阪神の大阪と神戸を結ぶ鉄道が東西に通じ、国道2号線には路面電車が往来していました。また、幹線道路の整備も進み、昭和45年には国道43号線が全線開通するなど経済発展とともに道路整備が行われてきました。

しかし、消防庁舎の整備を進めていた昭和30年代後半から昭和40年代は、鉄道と幹線道路が交差する地点の高架化が進んでおらず、線路・踏切により道路動線が途切れていました。

その後、昭和50年代あたりから道路敷の鉄道軌道が廃止されるとともに、鉄道の高架化により主要道路の踏切が少なくなりました。

ポイント「道路状況等の変化」

- ▶ 古くから鉄道網が発達していた反面、鉄道が高架化されるまでは、線路・踏切により道路動線が途切れていました。
- ▶ 昭和50年まで国道2号線を路面電車が往来していました。
- ▶ 道路敷の鉄道軌道の廃止や鉄道の高架化により出動動線、緊急走行経路は格段に改善されました。

(鉄道・道路の変遷)

昭和35年 4月	阪神尼崎海岸線 高州～東浜 営業廃止
昭和37年12月	阪神尼崎海岸線 出屋敷～高州 営業廃止
昭和38年 1月	国道43号線 尼崎～神戸(一部を除く) 開通
昭和39年 4月	阪神本線 尼崎駅付近立体交差事業が完成
昭和45年 3月	国道43号線 全線開通
	五合橋線と阪急神戸線の立体交差化工事が完成
昭和45年 9月	阪神本線 武庫川～尼崎センタープール前の立体交差化工事が完成
昭和47年 2月	道意線と国鉄東海道線の立体交差化工事の一部完成(道意線高架化)
昭和50年 5月	阪神国道線 野田～上甲子園 営業廃止
昭和53年 6月	阪神本線 大物～姫島の高架化工事が完成
昭和55年 4月	阪急神戸線 園田駅高架化工事が完成
昭和56年 4月	国鉄尼崎港線 旅客営業廃止
昭和59年 2月	国鉄尼崎港線 貨物営業廃止
平成 8年 3月	阪神本線 武庫川駅東方～尼崎の高架化工事が完了

第2 消防力強化の取組

1 10署所体制から8署体制へ

消防庁舎の整備を進め10署所体制となった昭和30年代後半と現在を比較すると、道路敷の鉄道軌道廃止や鉄道の高架化等により出動動線、緊急走行経路は格段に改善されたため、8署体制であっても10署所体制と同様に消防体制を維持できることから、将来的に8署体制とします。

(1) 東消防署と東消防署常光寺出張所の統合

東消防署を現在地から約0.5km南東の学校給食センター北側（若草中学校跡地）へ移転、新東消防署供用開始と同時に東消防署と東消防署常光寺出張所を統合します。

なお、若草中学校跡地のうち学校給食センター以外の土地については、市営住宅の集約建替用地として活用することを令和2年6月の「若草中学校跡地等の活用方針」において示していますが、この内容の一部を変更し、約14,000㎡のうち約2,300㎡について新東消防署の敷地として活用することとするものです。

(2) 西消防署の移転

西消防署を現在地から約1.1km南東の尼崎西警察署跡地（尼崎南警察署西分庁舎跡地）へ移転します。

(3) 中消防署三和分署の廃止

元浜町1丁目から現在地へ新築移転し、令和3年6月に供用開始した西消防署大庄出張所は約0.3km、新西消防署も約0.8kmそれぞれ東側へ移転し、中消防署・中消防署三和分署・新西消防署・西消防署大庄出張所の4消防署所が近接することから、新西消防署の供用開始と同時に中消防署三和分署を廃止します。

📍ポイント「10署所体制から8署体制へ」📍

- ▶ 鉄道の高架化等が進み、出動動線、緊急走行経路が改善されたため、消防署所から5分以内に到達できる範囲が広がりました。
- ▶ 消防署所から5分以内に到達できる範囲が広がったことから、署所配置を見直すことで8署体制であっても現在の10署所体制と同様に市域をカバーできます。

【見直し内容】

- ①東消防署を学校給食センター北側へ移転し、供用開始時に東消防署と東消防署常光寺出張所を統合します。
- ②西消防署を尼崎西警察署跡地（尼崎南警察署西分庁舎跡地）へ移転します。
- ③新西消防署供用開始時に中消防署三和分署を廃止します。

(消防署所から5分以内に到達できる範囲)



2 部隊（車両）の再編・配置換による消防力の強化

高齢化の進展等に伴い増加する救急需要、室内における閉じ込め救助事案をはじめとした各種救助事案に対応するため、消防署所の統廃合に際して部隊の再編・配置換を行い、救急隊と専任救助隊をそれぞれ1隊増隊し、救急隊11隊体制、専任救助隊3隊体制とします。また、各消防署（本署）には救急隊を2隊配置することで、増加する救急要請に柔軟かつ迅速に対応できる体制とします。

さらに、火災の即時消火、延焼防止及び火災による被害の軽減を図るため、全署に消防隊を2隊配置し、初動の消火体制を強化します。

ポイント「部隊（車両）の再編・配置換による消防力の強化」

▶ 救急隊の強化（10 隊体制から 11 隊体制へ）

- ・新東消防署に救急隊 1 隊を増隊します。
- ・中消防署三和分署を廃止する際に、同署の救急隊を新西消防署に配置換し、各消防署（本署）を救急隊 2 隊体制にします。

▶ 専任救助隊の強化（2 隊体制から 3 隊体制へ）

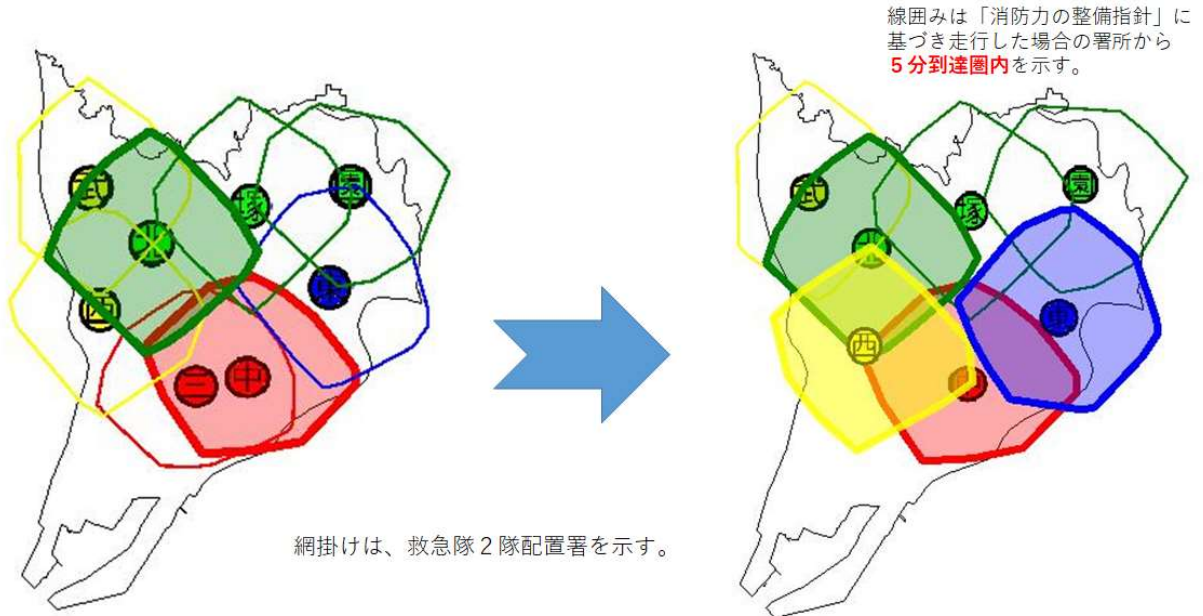
- ・新東消防署に専任救助隊 1 隊を増隊します。
- ・北消防署塚口出張所の専任救助隊を北消防署へ配置換し、市域の東部・西部への現場到着時間短縮を図ります。

▶ 初動の消火体制強化（消防隊 2 隊体制へ）

- ・8 署全てに消防隊を 2 隊配置し、初動の消火体制を強化することで火災による被害の軽減を図ります。

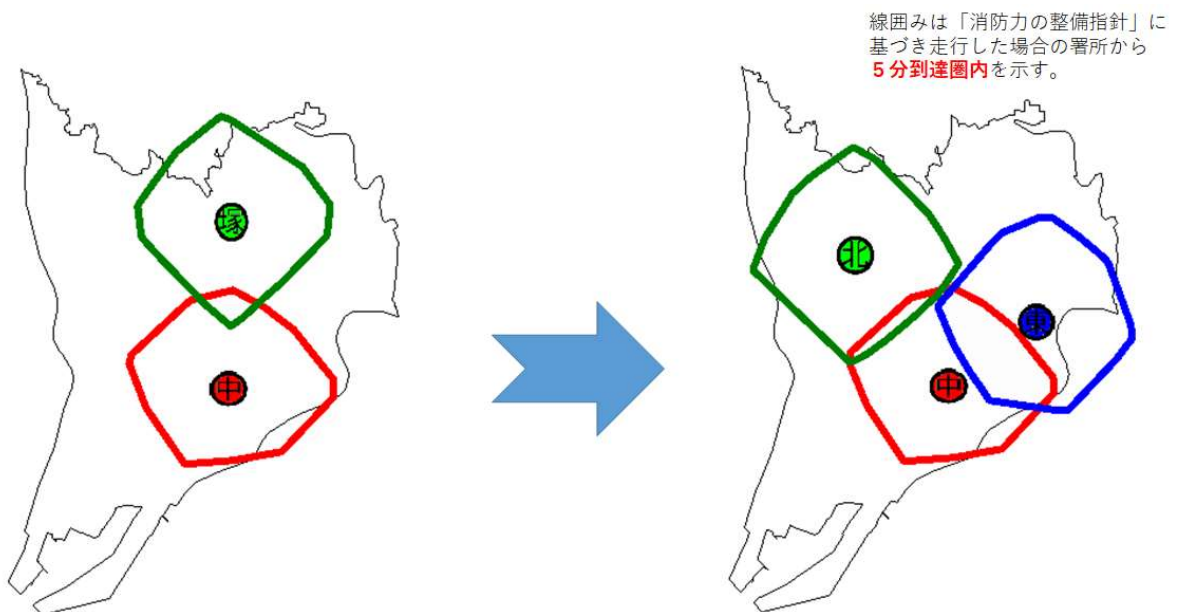
(1) 救急体制の強化

- ア 新東消防署に救急隊1隊を増隊します。
- イ 中消防署三和分署を廃止する際に同分署の救急隊を新西消防署に配置換します。
- ウ 各消防署（本署）を救急隊2隊体制とし、7署に11隊の救急隊を東西南北バランスよく配置します。



(2) 救助体制の強化

新東消防署に専任救助隊1隊を新設するとともに、北消防署塚口出張所配置の専任救助隊を北消防署へ配置換し、市域の東部・西部への専任救助隊の現場到着時間短縮を図ります。



(3) 初動の消火体制強化

中消防署三和分署の消防隊2隊を西消防署大庄出張所と北消防署塚口出張所に配置換えし、各署とも「消防隊2隊体制」とします。

(タンク車・ポンプ車・救急車・救助工作車の配置台数)

(単位：台)	タンク車	ポンプ車	救急車	救助工作車
中消防署	1	1	2	1
中消防署三和分署	1	1	1	
東消防署	1	1	1	
東消防署常光寺出張所	1	1		
西消防署	1	1	1	
西消防署武庫分署	1	1	1	
西消防署大庄出張所	1			
北消防署	1	1	2	
北消防署園田分署	1	1	1	
北消防署塚口出張所	1		1	1
合計	10	8	10	2

【8署体制後】
再編・配置換



タンク車	ポンプ車	救急車	救助工作車
1	1	2	1
/			
1	1	2	1
/			
1	1	2	
1	1	1	
1	1		
1	1	2	1
1	1	1	
1	1	1	
8	8	11	3

3 予防体制の強化

令和元年度から消防局予防課・各消防署（本署）に「査察担当」を順次新設し、市内の防火対象物に対する立入検査実施率向上に努めてきた結果、コロナ禍にあっても一定の成果を上げてきました（H30年度26.7% R元年度31.2% R2年度28.7% R3年度25.8%）。

一方で、立入検査数が増えるとともに違反対象物の認知数も多くなり、違反是正への取り組み（違反処理）が重要となっていますが、現在は予防業務の専従職員配置が消防局予防課と4消防署（本署）のみであり、災害対応部隊が予防業務を兼務している消防分署・消防出張所では、更なる違反是正の促進、予防行政の推進を図ることは人員的に困難な状況にあります。

ポイント「予防体制の強化」

違反対象物に対する違反是正への取り組みを推進するとともに、市民サービスの向上を図るため、予防体制を強化します。

- ▶ 全署が違反是正の促進、各種予防業務を担う体制とします。
- ▶ 消防出張所を消防分署に変更し、全署に予防行政に関する『窓口』を設けます。

(1) 予防専従職員の配置

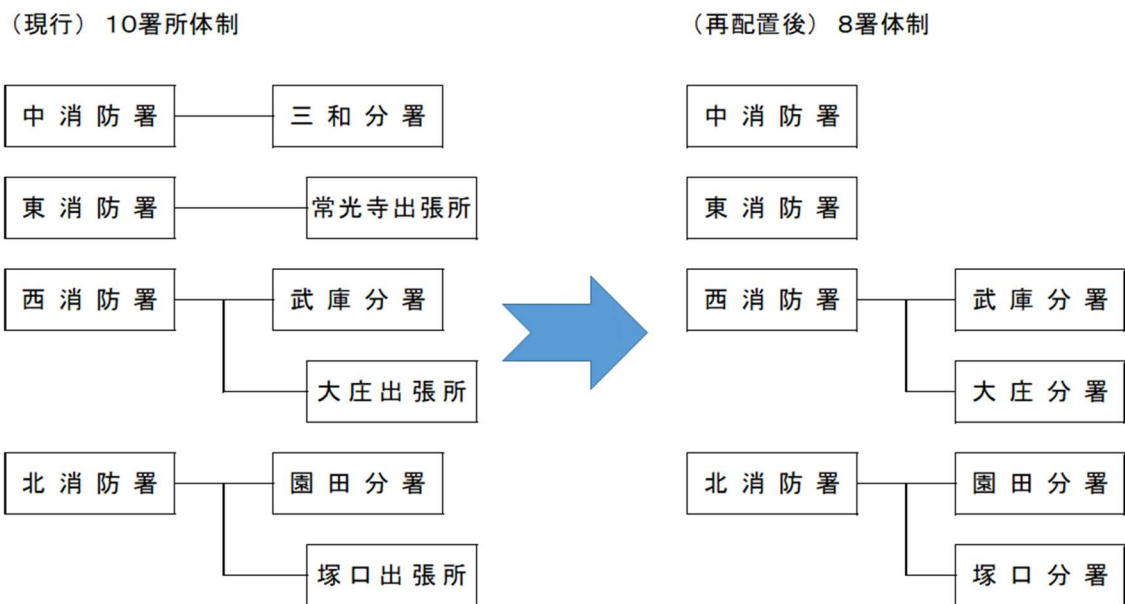
8署体制のもと、各消防署（本署）以外にも予防業務専従職員の配置を基本とし、違反是正の促進、各種予防業務を全消防署が担う体制とします。

(2) 出張所の分署化

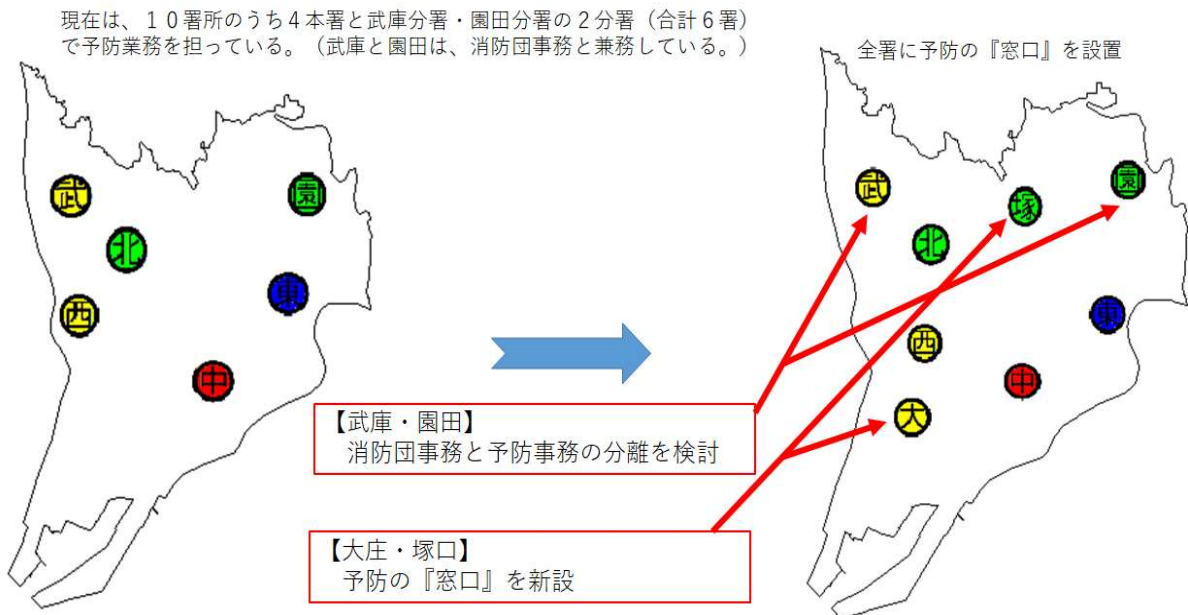
消防用設備等の事前協議・申請や今後実施予定の電子申請に対して素早く対応し、迅速・的確な審査ができるよう消防出張所を消防分署に変更します。

(3) 市民サービスの向上

全消防署に予防行政に関する『窓口』を設けることで、市民・事業者の皆様が身近な消防署・消防分署で予防相談・各種申請・手続きができる体制とします。



現在は、10署所のうち4本署と武庫分署・園田分署の2分署（合計6署）で予防業務を担っている。（武庫と園田は、消防団事務と兼務している。）



4 8署体制の配置図

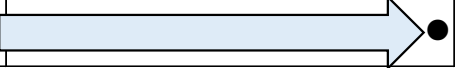
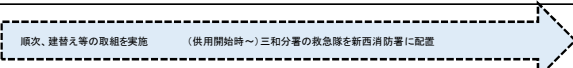

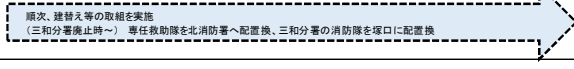
本計画に基づく8署体制の配置・名称は、次のとおりです。



5 計画スケジュール（案）

本計画に基づく消防署等配置計画は、次のとおりです。

尼崎市消防署等配置計画 スケジュール(案)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
防災センター (中消防署)			実施設計	長寿命化工事					
三和分署	新西消防署供用開始と同時に廃止 (廃止時) 消防隊⇒塚口へ、消防隊(水難救助隊)⇒大庄へ、救急隊⇒新西消防署へ								
新・東消防署 (若草中学校跡地)				実施設計	新築工事	令和9年度～ 新東消防署供用開始 (供用開始時～) 救急隊と専任救助隊を増隊			
常光寺出張所							令和8年度末 新東消防署供用開始と同時に 東消防署と常光寺出張所を統合		
新・西消防署 (尼崎西警察署跡地)	 順次、建替え等の取組を実施 (供用開始時～) 三和分署の救急隊を新西消防署に配置								
武庫分署	 順次、建替え等の取組を実施								
大庄出張所	新築工事	(三和分署廃止時～) 三和分署の水難救助隊を大庄に配置換							
北部防災センター (北消防署)		実施設計	長寿命化工事	(三和分署廃止時～) 塚口の専任救助隊を北消防署へ配置換					
新・園田分署 (園田地区会館跡地)			実施設計	新築工事	令和8年度～ 新園田分署供用開始				
塚口出張所	 順次、建替え等の取組を実施 (三和分署廃止時～) 専任救助隊を北消防署へ配置換、三和分署の消防隊を塚口に配置換								

※新西消防署供用開始時に8署体制となり、あわせて全署に予防行政に関する『窓口』を設ける。

※新築する消防庁舎の整備手法(事業手法)は、変更となる場合があります。